

3

令和5年第2回
多治見市議会臨時会
議案説明資料

令和5年5月9日

目次

報第8号	専決処分の報告について	1
報第9号	専決処分の報告について	1
報第10号	専決処分の報告について	1
報第11号	専決処分の報告について	2
承第1号	専決処分の承認を求めるについて	2
承第2号	専決処分の承認を求めるについて	3
承第3号	専決処分の承認を求めるについて	4
1	令和5年度会計別補正予算表	5
2	令和5年度一般会計予算（補正第1号）の主要内容	6
3	【参考】新型コロナウイルス感染症対応に係る予算措置の状況	7
4	財政判断指数の見込み	8
議第41号	定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正するについて	9
議第42号	多治見市再生可能エネルギーの普及を促進する条例の一部を改正するについて	9
議第43号	工事請負契約の締結について	9
議第44号	物品供給契約の締結について	10
議第45号	物品供給契約の締結について	10
議第46号	権利の放棄について	11
議第47号	多治見市固定資産評価員の選任について	11

報第8号 専決処分の報告について

水道料金の未収金について、権利を放棄した（令和5年3月31日専決処分）。

(1) 放棄する金額 1,184,614円(48人)

※平成15年度～令和4年度の水道料金の未納分

(2) 放棄の理由

(債務者1～35) 債務者が無資力、所在不明等のため、対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。

(債務者36～40) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。

(債務者41～48) 債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないため。

※ 督促状の発送（毎月）、一斉催告書の発送（年2回）、校区担当者による随時の催告書発送及び電話催告等を実施。3箇月以上滞納している使用者へは停水を実施（昨年度は5回）し、支払がない場合はメーターを撤去している。

閉栓後に滞納者が市外に転出した場合は、連絡不能や催告しても支払に応じないケースが多い。

報第9号 専決処分の報告について

(1) 概要 学校給食の提供に関する契約に係る平成28年度から平成31年度までの未払学校給食費及び遅延損害金の請求を行うため、訴訟を提起した（令和5年3月2日専決処分）。

※事件名 学校給食費等請求事件

(2) 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 古川 雅典

被告 * * * * *
* * * *

(3) 訴訟物の価額

項目	価額	積算根拠		
未払学校給食費	479,808円	対象児童等①（**小学校）	平成29年度	51,300円
		対象児童等①（**中学校）	平成30年度	39,680円
		対象児童等②（**小学校）	平成29～31年度	118,800円
		対象児童等③（**小学校）	平成28～31年度	170,398円
		対象児童等④（**小学校）	平成30～31年度	99,630円

報第10号 専決処分の報告について

(1) 概要 学校給食の提供に関する契約に係る平成23年度から平成26年度までの未払学校給食費及び遅延損害金の請求を行うため、訴訟を提起した（令和5年3月2日専決処分）。

※事件名 学校給食費等請求事件

(2) 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 古川 雅典
 被告 * * * * *
 * * *

(3) 訴訟物の価額

項 目	価 額	積 算 根 拠
未払学校給食費	417,910円	対象児童等① (* * 小学校) 平成23~26年度 180,340円
		対象児童等② (* * 小学校) 平成23~26年度 192,810円
		対象児童等③ (* * 小学校) 平成26年度 44,760円

報第11号 専決処分の報告について

(1) 概要 普通財産である貸付地（多治見市笠原町字平下991番3の一部）について、土地賃貸借契約の未払貸料及び遅延損害金の請求を行うため、訴訟を提起した（令和5年3月23日専決処分）。

※事件名 土地賃料等請求事件

(2) 当事者 原告 多治見市 代表者 多治見市長 古川 雅典
 被告 * * * * *
 * * * * * * * * * * * * * *

(3) 訴訟物の価額

項 目	価 額	積 算 根 拠
未払貸料	295,272円	令和2年1月1日から令和4年3月31日までの未払貸料295,272円

承第1号 専決処分の承認を求めるについて 多治見市税条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号。令和5年4月1日施行分に限る。）が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行った（令和5年3月31日専決処分）。

2 主な改正内容

- (1) 給与所得に係る個人市民税の特別徴収の納入書の様式について、e L - Q R（地方税統一QRコード）を活用した納付のための様式が新設されたことに伴い、引用する様式番号を追加する（第51条関係）。
- (2) 法人市民税の納付書の様式について、(1)と同様の改正を行う（第55条及び第57条関係）。
- (3) 市町村たばこ税の納付書の様式について、(1)と同様の改正を行う（第108条及び第111条関係）。
- (4) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和9年度分（改正前：令和6年度分）の個人市民税まで延長する（附則第7条関係）。
- (5) 地方税法の一部改正による規定の削除（令和3年法律第7号。令和5年4月1

- 日施行)に伴い、引用箇所を改める(附則第9条関係)。
- (6) 固定資産税の課税標準の特例(わがまち特例)について、次の改正を行う。
- ア 地方税法の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める(附則第9条の2第3項から第15項まで関係)。
- イ 長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンションに係る特例を新設し、その区分所有に係る家屋の固定資産税額を減額する割合は、参酌割合に基づき3分の1とする(附則第9条の2第17項関係)。
- (7) 貸家住宅等に対する固定資産税の減額について、(6)イの措置を受けようとする場合の申告書の提出期限及び申告書に記載する事項に関する規定を整備するほか所要の改正を行う(附則第9条の3関係)。
- (8) 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の軽自動車(乗用のもの)に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の廃止に伴い、当該措置に関する規定を削除する(附則第14条の2及び附則第14条の6関係)。
- (9) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車の税率を軽減する種別割の特例措置(種別割のグリーン化特例(軽課))について、次のとおり適用期限を延長する(附則第15条関係)。
- ア 電気自動車及び一定の天然ガス車 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで(改正前:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)の間に初回車両番号指定を受けた場合、当該指定の翌年度分の税率の概ね100分の75を軽減する。
- イ 一定のガソリン軽自動車(営業用乗用車に限る。) 次の(ア)及び(イ)の措置を講ずる。
- (ア) 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで(改正前:令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)の間に初回車両番号指定を受けた場合、当該指定の翌年度分の税率の概ね100分の50を軽減する。
- (イ) 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(改正前:令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)の間に初回車両番号指定を受けた場合、当該指定の翌年度分の税率の概ね100分の25を軽減する。
- (10) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和8年度分(改正前:令和5年度分)の個人市民税まで延長する(附則第16条の2関係)。
- (11) 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定の削除に伴い、略称規定を削除する(附則第23条関係)。

3 施行日

令和5年4月1日

承第2号 専決処分の承認を求めるについて

多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号。令和5年4月1日施行分に限る。)が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行っ

た（令和5年3月31日専決処分）。

2 改正内容

都市計画税の課税標準の特例の規定中、地方税法の一部改正に伴う項ずれについて、引用箇所を改める（附則第2項、附則第3項及び附則第15項関係）。

3 施行日

令和5年4月1日

承第3号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度多治見市一般会計補正予算（第1号）令和5年4月25日専決処分

令和5年度 会計別 補正 予算表

(単位:千円)

議案番号	会社名	補正番号	補正前額	補正額	補正後の額
承第3号	一般会社	補正第1号	40,179,000	120,553	40,299,553
予	算 総 括 集 計		75,056,888	120,553	75,177,441

令和5年度一般会計予算(補正第1号)の主要内容

(単位:千円)

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳		
					国県支出金	地方債	その他
1	民生費	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対する特別給付金に伴う補助金の増額 ※ 児童一人につき50千円(対象児童見込数2,300人) ※ 対象:児童扶養手当受給者等及びその他住民税均等割が非課税の子育て世帯 ※ 財源:国庫補助金	115,000	115,000		
2	民生費	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	子育て世帯生活支援特別給付金の給付事務に伴う委託料等の増額 ※ 財源:国庫補助金	5,553	5,553		
合計(補正額総額)				120,553	120,553		

【参考】新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対応に係る予算措置の状況

(単位:千円)

		新型コロナウイルス等対策分の財源										
会計	補正	補正額(総額)	うち新型コロナウイルス等対策分(歳出補正額)	主な事業内容	国庫支出金	うち地方創生臨時交付金	県支出金	地方債	その他(ふるさと応援基金繰入金等)	財政調整基金	(うち可処分)	一般財源
当初	一般	—	14,748	感染症対策消耗品購入 小中学校修学旅行キャンセル料補助 等	766		766		1,333	11,883		
4月25日専決	一般	120,553	120,553	子育て世帯生活支援特別給付金	120,553							
	合計	120,553	135,301		121,319		766		1,333	11,883		

財政判断指数の見込み

財政判断指数	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)	実態収支 (千円)
財政判断指数 (補正第1号)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数 (当初予算)	5.8	73.7	24.0	89.3	△ 430,000
財政判断指数(基準値)	10.0	75.0	5.0	91.0	—
財政判断指数(目標値)	8.0	72.0	9.0	88.0	—

議第41号 定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

定年延長制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第33号。以下「整備条例」という。）による改正後の多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号。以下「給与条例」という。）について、暫定再任用短時間勤務職員に対する適用の一部について明確化するため、整備条例の附則を改める。

2 改正内容

給与条例第18条の4第3項（期末手当の支給割合の低減）、第18条の7第2項第2号（勤勉手当の支給割合の低減）及び第18条の9（扶養手当及び住居手当の適用除外）の規定は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用することとする（附則第2条第5項関係）。

※ 暫定再任用制度 国家公務員の定年延長の取扱いに準じて導入した定年延長制度（定年の段階的な引上げ、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度をいう。）において、従来再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制度の創設に伴う、定年が65歳となるまでの暫定的な制度。従来再任用職員は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員となった。

3 施行日

公布の日

議第42号 多治見市再生可能エネルギーの普及を促進する条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨及び内容

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第68号）によるエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う（第2条関係）。

2 施行日

公布の日

議第43号 工事請負契約の締結について

- | | | |
|----------|-------------------------|--------------|
| 1 契約の目的 | 児童発達支援センター統合整備工事 | 建築工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 | |
| 3 契約金額 | 一金 | 297,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市陶元町61番地
新興建設株式会社 | |

代表取締役 田中 勝也

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 8者
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 98.76%
- ・ 入札日 令和5年4月13日

事業概要：

- 1 市内2箇所にある老朽化した発達支援センター等を統合し、新たに児童発達支援センターを整備するため、市内脇之島町地内の旧董南幼稚園の建築物の改修工事（建築工事）を行うもの。
- 2 履行期間
契約日～令和6年2月28日 仮契約日 令和5年4月19日

議第44号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 消防団用消防ポンプ自動車購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 21,450,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 10者（10者指名）
- ・ 落札率（落札金額／予定価格） 95.58%
- ・ 入札日 令和5年4月12日

事業概要：

- 1 日野自動車 デュトロ（消防用専用ダブルキャブオーバー型）
- 2 数量 1台
- 3 履行期間 契約日～令和6年3月31日 仮契約日 令和5年4月17日

議第45号 物品供給契約の締結について

- 1 契約の目的 消防ポンプ自動車（CD-I型CAFS装置付）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 53,570,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔

【参考】

入札の執行状況：

- ・ 応札者数 10者（10者指名）

・落札率（落札金額／予定価格） 99.80%

・入札日 令和5年4月19日

事業概要：

- 1 日野自動車 デュトロ（消防用専用ダブルキャブオーバー型）
- 2 数量 1台
- 3 履行期間 契約日～令和6年3月31日 仮契約日 令和5年4月20日

議第46号 権利の放棄について

生活保護費徴収金の未収金について、権利を放棄する。

(1) 放棄する金額 225,074円(1人)

(2) 放棄の理由 債務者が死亡したが、配偶者及び子がなく、父母は既に死亡しており、兄弟姉妹は相続放棄したため、徴収停止を実施。その後1年以上経過したため。

議第47号 多治見市固定資産評価員の選任について

令和5年4月1日付けの人事異動により、佐藤秀樹前税務課長から辞任申出があったため、新たに大山克則税務課長を固定資産評価員に選任することについて、議会の同意を求める。